

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、更別村の歳入である地方消費税交付金についても消費税率換算で1%分から1.7%分へ引き上げられました。
この地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確にするとともに「社会保障施策に要する経費」に充てることとされました。
平成30年度更別村一般会計決算における社会保障施策への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	26,475千円
【歳出】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている 社会保障施策に要する経費	725,019千円

(単位：千円)

区分 項目		平成29年度 決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	うち、社会 保障財源化 分の地方消 費税交付金
			国庫支出金	道支出金	村債	その他		
社会 福祉	社 会 福祉費	297,108千円	53,701千円	37,277千円		39,706千円	166,424千円	9,838千円
		主な事業： 重度心身障害年金、障がい者日中活動支援事業 外						
	老 人 福祉費	185,233千円	1,713千円	7,757千円	3,200千円	12,640千円	159,923千円	4,506千円
		主な事業： 介護従事者雇用対策事業、高齢者在宅福祉サービス事業 外						
	児 童 福祉費	242,678千円	70,126千円	31,182千円	14,565千円	20,575千円	106,230千円	12,131千円
		主な事業： 学童保育所運営事業、出産報償費 外						
合計		725,019千円	125,540千円	76,216千円	17,765千円	72,921千円	432,577千円	26,475千円